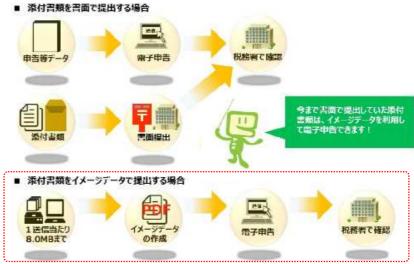
添付書類も含めた「完全 e-Tax 申告」 の普及・定着について

イメージデータによる提出

e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合、別途郵送や税務署の窓口で書面により提出する必要がある。添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができます。

国税庁が提供する e-Tax ソフト(WEB版)等のほか、イメージデータの提出に対応している市販の税務・会計ソフトからもご利用いただくことができます。



※ 上図はイメージです。

対象外の添付書類の例

■ 電子データで提出が可能なもの









■ 所得税申告で記載内容を入力して送信することで添付を省略可能なもの





■ 原本への割印が必要となるなど手続の特性上、書面提出が必要なもの



※ これらは一例です。

※ご注意

【イメージデータで提出不可のもの】

申告、申請・届出等そのものやイメージデータによる提出の対象ではない添付書類については、法令上、イメージデータによる提出が認められていません。したがって、これらの添付書類をイメージデータで提出したとしても、その提出は無効となります。

この場合、改めて e-Tax による電子データ (XML 形式又は XBRL 方式) の送信等を行う必要があり、再提出の日が文書収受日となりますので、ご注意ください。

その他、提出方法や留意事項、よくある質問などは、e-Tax ホームページを参照してください。

(右のQRコードから、該当ページにリンクしています。)



沖縄国税事務所 • 税務署